

1 地方自治法

(1) 監査委員の職務（地方自治法第 199 条）

○ 第 1 項

監査委員は、普通地方公共団体の**財務に関する事務の執行**及び普通地方公共団体の**経営に係る事業の管理を監査**する。

○ 第 2 項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 第 3 項

監査委員は、第 1 項又は前項の規定による監査をするに当たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

(2) 決算審査（地方自治法第 233 条）

○ 第 2 項

普通地方公共団体の長は、**決算及び前項の書類**《証書類その他政令で定める書類》を監査委員の審査に付さなければならない。

○ 第 3 項

普通地方公共団体の長は、前項の規定により**監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて**次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

2 地方公営企業法

(1) 決算審査（地方公営企業法第 30 条）

○ 第 2 項

地方公共団体の長は、**決算及び前項の書類**《証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類》を監査委員の審査に付さなければならない。

○ 第 4 項

地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

3 津島市監査基準

(1) 監査等の範囲及び目的（津島市監査基準第2条）

○ 第1項

監査、検査、審査その他の行為のうち、**本基準における監査等**は次に掲げるものとし、それぞれ該当各号に定めることを目的とする。

第4号

決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

(2) 監査等の結果に関する報告等の作成及び提出（津島市監査基準第13条）

○ 第4項

監査委員は、**決算審査**、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。